

## 社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることで、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

目標1：妊娠中、産前産後及び育児休業中の職員の相談、支援を行う。育児休業、短時間勤務、子の看護休暇等に関する制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 2022年 4月～ 相談窓口、相談担当者の職員へ周知
- 2023年 4月～ 短時間勤務取得状況の確認と対象職員へ個別説明
- 2024年 4月～ 子の看護休暇取得状況の確認と対象職員へ個別説明

目標2：男性職員による積極的な育児参加の促進を図る。男性職員の育児休業取得率を7%以上にする。

#### <対策>

- 2022年 4月～ 男性の育児休業取得状況の確認と対象職員へ個別説明
- 2023年 4月～ 制度について管理職を対象とした研修を実施し、職場全体の制度への理解を深める

目標3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とし、取得の促進を図ることにより、育児や子育て等に家族と協力して取り組めるよう配慮する。

#### <対策>

- 2022年 4月～ 前年度の有給休暇の取得状況について確認し、目標に達しなかった職員へ原因等を確認し、計画的な取得を職場として支援する。